

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表

下線部分は改正部分

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正 〔厚生労働省発健<u>0408第5号</u>〕 〔平成<u>26年4月8日</u>〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、<u>臍帯血バンク</u>、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関、<u>精神科救急医療センター</u>、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、食品衛生検査施設、末梢血幹細胞採取施設及び小児がん拠点病院に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する</p>	<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正 〔厚生労働省発健<u>0515第9号</u>〕 〔平成<u>25年5月15日</u>〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、地方中核がん診療施設、都道府県がん診療連携拠点病院、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談・支援センター、とちく場、<u>さい帯血バンク</u>、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、感染症外来協力医療機関<u>並びに</u>精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関、HIV検査・相談室、食品衛生検査施設、末梢血幹細胞採取施設<u>並びに</u>小児がん拠点病院に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第105条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する</p>

改正後	現 行
<p>法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>	<p>に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(交付の対象)</p>	<p>(交付の対象)</p>
<p>3 この補助金は、次の事業(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)を交付の対象とするものとする。</p>	<p>3 この補助金は、次の事業(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、(31の2)については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第1項に基づき選定し、同法第10条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業(以下「PFI事業」という。)を含む。)を交付の対象とするものとする。</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p><u>ただし、川崎市及び名古屋市が設置する(3)、(4)、(6)のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症(BSE)検査キットを除く設備、(14)、(15)、(19)、(20)のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、(29)、(32)、(34)、(36)及び(39)に係る整備事業については、交付の対象としない。</u></p>
<p>(9) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により社会福祉法人及び公益財団法人が設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業</p>	<p>(9) 昭和63年12月13日健医発第1415号厚生省保健医療局長通知「原子爆弾被爆者養護ホームの設備基準について」により社会福祉法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人(以下「特例民法法人」という。)が設置する原爆被爆者保健福祉施設の施設及び設備整備事業に要する費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業</p>
<p>(10)～(27の2) (略)</p>	<p>(10)～(27の2) (略)</p>

改正後	現 行
<p>(28) 平成26年3月25日健発0325第9号厚生労働省健康局長通知「<u>造血幹細胞提供推進事業の実施について</u>」の別紙「<u>造血幹細胞提供推進事業実施要綱</u>」により、<u>造血幹細胞提供支援機関</u>（日本赤十字社）が行う<u>臍帯血バンクの設備整備事業</u></p> <p>(29) ～ (39) (略)</p> <p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 既存建物の買収（3の(22)及び(36)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(28) 平成15年12月12日健発第1212003号厚生労働省健康局長通知「<u>さい帯血移植対策事業の実施について</u>」の別紙「<u>さい帯血移植対策事業実施要綱</u>」により、<u>日本さい帯血バンクネットワーク</u>（日本赤十字社）が行う<u>さい帯血バンクの設備整備事業</u></p> <p>(29) ～ (39) (略)</p> <p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 この補助金は、次に掲げる施設整備に係る費用については補助の対象としないものとする。</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 既存建物の買収（3の(24)の施設については既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(4) ～ (5) (略)</p> <p>5 (略)</p>

改正後

第 1 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
エイズ治療拠点病院	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1施設当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)

第 2 表 (略)

現 行

第 1 表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
エイズ治療個室等の施設	次の(1)、(2)、(3)及び(4)により算出された額の合計額 (1) 個室整備 1室当たり30,000千円とする。 (2) 剖検室改修 1室当たり21,000千円とする。 (3) 相談指導(カウンセリング)室 1施設当たり5,000千円とする。 (4) エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円とする。	エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	2分の1
(略)	(略)	(略)	(略)

第 2 表 (略)

改正後

第 3 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神科 病院	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 12,900円×厚生労働大臣 の認めた病床数 ただし、老人性認 知症疾患治療病棟に あつては161,000円 ×厚生労働大臣の認 めた病床数	精神科病院等の新 設又は増設（老人性 認知症疾患治療病棟 にあつては改築を含 む。）に伴う初度設 備を購入するために 必要な備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
	その他 の設備 費	各施設ごとに次により 算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病 棟 (1)特殊浴槽設備 4,407,000円×該当施 設数 (2)リハビリテーション 設備 1,452,000円×該当施 設数	患者の入浴及びリ ハビリテーションの 設備を整備するた めに必要な需用費（消 耗品費）、備品購入 費及び工事請負費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）

現 行

第 3 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神科 病院	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 12,600円×厚生労働大臣 の認めた病床数 ただし、老人性認 知症疾患治療病棟に あつては157,000円 ×厚生労働大臣の認 めた病床数	精神科病院等の新 設又は増設（老人性 認知症疾患治療病棟 にあつては改築を含 む。）に伴う初度設 備を購入するために 必要な備品購入費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）
	その他 の設備 費	各施設ごとに次により 算出された額の合計額 老人性認知症疾患治療病 棟 (1)特殊浴槽設備 4,285,100円×該当施 設数 (2)リハビリテーション 設備 1,412,000円×該当施 設数	患者の入浴及びリ ハビリテーションの 設備を整備するた めに必要な需用費（消 耗品費）、備品購入 費及び工事請負費	2分の1 （沖縄県に あつては 4分の3）

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神保健福祉センター	初度設備費	次により算出された額の合計額 (1) A級の場合 <u>4,104,000</u> 円×厚生労働大臣の認めた新設施設数 (2) B級の場合 <u>2,700,000</u> 円×厚生労働大臣の認めた新設施設数	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
精神科デイ・ケア施設	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 <u>21,600</u> 円×厚生労働大臣の認めた通所者の定員	精神科デイ・ケア施設の新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
精神科救急車		精神科救急車 <u>2,516,000</u> 円	精神科救急車を整備するために必要な備品購入費	3分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要	3分の2

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
精神保健福祉センター	初度設備費	次により算出された額の合計額 (1) A級の場合 <u>3,990,000</u> 円×厚生労働大臣の認めた新設施設数 (2) B級の場合 <u>2,625,000</u> 円×厚生労働大臣の認めた新設施設数	精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
精神科デイ・ケア施設	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 <u>21,000</u> 円×厚生労働大臣の認めた通所者の定員	精神科デイ・ケア施設の新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
精神科救急車		精神科救急車 <u>2,447,000</u> 円	精神科救急車を整備するために必要な備品購入費	3分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要	3分の2

改正後					現行				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
			な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料					な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	建物の内部改装等に必要経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2		その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	建物の内部改装等に必要経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2
原爆被爆者健康管理施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	原爆被爆者健康管理施設の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の2	原爆被爆者健康管理施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	原爆被爆者健康管理施設の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の2
食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1	食肉衛生検査所	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1
	牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット 90,720円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10		牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)90検体の検査キットの場合 175,000円×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費	10分の10

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(2)採材用シリンダー 3,240円×厚生労働大臣が必要と認めた員数		
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1
市場衛生検査所	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	市場衛生検査所における微生物及び理化学検査等に必要な検査機器の備品購入費	3分の1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(2)180検体の検査キットの場合 257,250円×厚生労働大臣が必要と認めた員数 (3)240検体の検査キットの場合 302,400円×厚生労働大臣が必要と認めた員数		
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費	3分の1
市場衛生検査所	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	市場衛生検査所における微生物及び理化学検査等に必要な検査機器の備品購入費	3分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
エイズ治療拠点病院	診療支援ネットワーク設備費	1施設当たり 5,933,000円	全国のエイズ治療拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	10分の10
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	エイズ治療拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
結核研究所	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	公益財団法人結核予防会の設置する結核研究所の設備を購入するために必要な経費	定額
地方中核がん診療施設等	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	がん診療施設情報ネットワーク事業に必要な地方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
エイズ治療拠点病院	診療支援ネットワーク設備費	1施設当たり 5,769,000円	全国のエイズ治療拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	10分の10
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	エイズ治療拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1
結核研究所	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	公益財団法人結核予防会の設置する結核研究所の設備を購入するために必要な経費	定額
地方中核がん診療施設等	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	がん診療施設情報ネットワーク事業に必要な地方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
難病医療拠点・協力病院	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 医療機器 ア. 人工呼吸器 $2,452,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ イ. 患者監視 (モニタリング) 装置 $1,563,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 非常用電源装置 ア. 非常用発電機 $212,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ イ. 無停電電源装置 $41,100 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (3) 検査機器 ア. 電気メス $3,085,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
難病医療拠点・協力病院	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 医療機器 ア. 人工呼吸器 $2,384,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ イ. 患者監視 (モニタリング) 装置 $1,520,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 非常用電源装置 ア. 非常用発電機 $207,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ イ. 無停電電源装置 $40,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (3) 検査機器 ア. 電気メス $3,000,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	3分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		イ. 電気鋸 5,142,000 円×厚生 労働大臣が必要と認め た台数		
とちく 場	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	とちく場の設備を 購入するために必要 な備品購入費	2分の1
特定感 染症指 定医療 機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	特定感染症指定医 療機関の新設又は増 設に伴う初度設備を 購入するために必要 な需用費（消耗品費） 及び備品購入費	定 額
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あっては 4分の3）
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 133,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あっては 4分の3）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		イ. 電気鋸 5,000,000 円×厚生 労働大臣が必要と認め た台数		
とちく 場	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	とちく場の設備を 購入するために必要 な備品購入費	2分の1
特定感 染症指 定医療 機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	特定感染症指定医 療機関の新設又は増 設に伴う初度設備を 購入するために必要 な需用費（消耗品費） 及び備品購入費	定 額
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あっては 4分の3）
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 130,000 円×厚生労働大 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必 要な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 （沖縄県に あっては 4分の3）

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	結核病棟のユニット化に必要な設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 <u>4,320,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 イ. 感染防御設備 <u>133,000</u> 円	第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	
	その他の設備費	<u>4,320,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費	
臍帯血バンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	臍帯血バンクにおける臍帯血の採取及び保存等に必要な設備を購入するために必要な経費	定 額
精神科救急情報センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)精神科救急情報センター 1施設当たり <u>5,142,000</u> 円	精神科救急情報センターの設備を購入するために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	定 額

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	結核病棟のユニット化に必要な設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 <u>4,200,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数 イ. 感染防御設備 <u>130,000</u> 円	第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費	
	その他の設備費	<u>4,200,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた病床数	第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費	
さい帯血バンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認めた額	さい帯血バンクにおけるさい帯血の採取及び保存等に必要な設備を購入するために必要な経費	定 額
精神科救急情報センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)精神科救急情報センター 1施設当たり <u>5,000,000</u> 円	精神科救急情報センターの設備を購入するために必要な備品購入費（導入費用を含む。）	定 額

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(2)精神科救急医療施設 1 施設当たり 308,000 円		
眼球あ っせん 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1)スぺキユラマイクローブ 1 施設当たり 3,044,000 円 (2)クローベンチ 1 施設当たり 1,542,000 円	眼球あっせん機関 の設備を購入するた めに必要な経費	2分の1
組織バ ンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	組織バンクにおけ る組織の採取、処理、 保存等に必要な設備 を購入するために必 要な経費	10分の10
マンモ グラフ ィ検診 実施機 関	設備費	マンモグラフィ画像読影 支援システム 16,200,000 円×厚生労働 大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ画 像読影支援システ ムの設備を購入するた めに必要な備品購入 費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(2)精神科救急医療施設 1 施設当たり 300,000 円		
眼球あ っせん 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1)スぺキユラマイクローブ 1 施設当たり 2,960,000 円 (2)クローベンチ 1 施設当たり 1,500,000 円	眼球あっせん機関 の設備を購入するた めに必要な経費	2分の1
組織バ ンク	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	組織バンクにおけ る組織の採取、処理、 保存等に必要な設備 を購入するために必 要な経費	10分の10
マンモ グラフ ィ検診 実施機 関	設備費	マンモグラフィ画像読影 支援システム 15,750,000 円×厚生労働 大臣が必要と認めた台数	マンモグラフィ画 像読影支援システ ムの設備を購入するた めに必要な備品購入 費	2分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 $133,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $2,221,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 個人防護具 $3,600 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,320,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$ (4) 簡易ベッド $51,400 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 $130,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $2,160,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 個人防護具 $3,550 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,200,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$ (4) 簡易ベッド $50,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	

改正後					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) HEPA フィルター付空 気清浄機(陰圧対応可 能なものに限る) 1施設当たり 905,000円 (2) HEPA フィルター付パ ーティション 205,000円×厚生労 働大臣が必要と認めた 台数 (3) 個人防護具 3,600円×厚生労働 大臣が必要と認めた人 数分	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1	感染症 外来協 力医療 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) HEPA フィルター付空 気清浄機(陰圧対応可 能なものに限る) 1施設当たり 880,000円 (2) HEPA フィルター付パ ーティション 200,000円×厚生労 働大臣が必要と認めた 台数 (3) 個人防護具 3,550円×厚生労働 大臣が必要と認めた人 数分	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1
H I V 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	H I V検査又はエイ ズに関する相談に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1	H I V 検査・ 相談室	設備費	厚生労働大臣が必要と認 めた額	H I V検査又はエイ ズに関する相談に 必要な設備を購入す るための備品購入費	2分の1
食品衛 生検査 施設	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) ゲルマニウム半導体 検出器	食品衛生検査施設 の設備を購入するた めに必要な備品購入 費(導入費用を含む)	2分の1	食品衛 生検査 施設	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) ゲルマニウム半導体 検出器	食品衛生検査施設 の設備を購入するた めに必要な備品購入 費(導入費用を含む)	2分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		$18,906,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が認めた台数}$ (2) スクリーニング検査 機器 $5,616,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が認めた台数}$	。)	
末梢血 幹細胞 採取施設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1 施設当たり $15,598,000 \text{ 円}$	造血幹細胞数測定装置を購入するために必要な備品購入費	10分の10

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		$18,381,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が認めた台数}$ (2) 放射性物質簡易測定 器 $5,460,000 \text{ 円} \times \text{厚生労働大臣が認めた台数}$	。)	
末梢血 幹細胞 採取施設	設備費	造血幹細胞数測定装置 1 施設当たり $15,165,000 \text{ 円}$	造血幹細胞数測定装置を購入するために必要な備品購入費	10分の10

改正後

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
原爆医療施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	白血病等の診断を行うために必要な精密検査用機器等の備品購入費	2分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	3分の2
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	建物の内部改装等に必要な経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2
医薬分業推進支援センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)備蓄・薬事情報・調剤センター $45,621,000$ 円×該当施設数	建物の内部改装、空調に必要な経費及び調剤、医薬品保管、薬事情報収集等に必要な備品購入費	2分の1

現 行

第 4 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
原爆医療施設	設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	白血病等の診断を行うために必要な精密検査用機器等の備品購入費	2分の1
原爆被爆者保健福祉施設	初度設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料	3分の2
	その他の設備費	厚生労働大臣が必要と認められた額	建物の内部改装等に必要な経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料	3分の2
医薬分業推進支援センター	設備費	次により算出された額の合計額 (1)備蓄・薬事情報・調剤センター $44,354,000$ 円×該当施設数	建物の内部改装、空調に必要な経費及び調剤、医薬品保管、薬事情報収集等に必要な備品購入費	2分の1

改正後					現行				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(2) 備蓄・薬事情報センター <u>31,041,000</u> 円×該当施設数 (3) 備蓄・調剤センター <u>33,309,000</u> 円×該当施設数 (4) 調剤・薬事情報センター <u>26,892,000</u> 円×該当施設数 (5) 備蓄センター <u>18,729,000</u> 円×該当施設数 (6) 薬事情報センター <u>12,312,000</u> 円×該当施設数 (7) 調剤センター <u>14,580,000</u> 円×該当施設数					(2) 備蓄・薬事情報センター <u>30,179,000</u> 円×該当施設数 (3) 備蓄・調剤センター <u>32,384,000</u> 円×該当施設数 (4) 調剤・薬事情報センター <u>26,145,000</u> 円×該当施設数 (5) 備蓄センター <u>18,209,000</u> 円×該当施設数 (6) 薬事情報センター <u>11,970,000</u> 円×該当施設数 (7) 調剤センター <u>14,175,000</u> 円×該当施設数		
難病医療拠点・協力病院	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 医療機器 ア. 人工呼吸器 <u>2,452,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1	難病医療拠点・協力病院	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 医療機器 ア. 人工呼吸器 <u>2,384,000</u> 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数	難病医療拠点・協力病院の設備を購入するために必要な備品購入費	2分の1

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		イ. 患者監視（モニタリング）装置 1,563,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 非常用電源装置 ア. 非常用発電機 212,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 イ. 無停電電源装置 41,100円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 検査機器 ア. 電気メス 3,085,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 イ. 電気鋸 5,142,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		イ. 患者監視（モニタリング）装置 1,520,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (2) 非常用電源装置 ア. 非常用発電機 207,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 イ. 無停電電源装置 40,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 検査機器 ア. 電気メス 3,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 イ. 電気鋸 5,000,000円×厚生労働大臣が必要と認めた台数		

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 $133,000 \text{円} \times \text{厚生労働大}$ 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必要 な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 $\left(\begin{array}{l} \text{沖縄県に} \\ \text{あつては} \\ \text{4分の3} \end{array} \right)$
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 $133,000 \text{円} \times \text{厚生労働大}$ 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必要 な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 $\left(\begin{array}{l} \text{沖縄県に} \\ \text{あつては} \\ \text{4分の3} \end{array} \right)$
	結核病 棟のユ ニット 化に必 要な設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 $4,320,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病}$ 床数 イ. 感染防御設備 $133,000 \text{円}$	第二種感染症指定 医療機関の結核病棟 のユニット化に必要 な設備を購入するた めに必要な備品購入 費	
	その他 の設備 費	$4,320,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$	第二種感染症指定 医療機関に設置する 感染症病室簡易陰圧	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
第一種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 $130,000 \text{円} \times \text{厚生労働大}$ 臣の認めた病床数	第一種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必要 な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 $\left(\begin{array}{l} \text{沖縄県に} \\ \text{あつては} \\ \text{4分の3} \end{array} \right)$
第二種 感染症 指定医 療機関	初度設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 $130,000 \text{円} \times \text{厚生労働大}$ 臣の認めた病床数	第二種感染症指定 医療機関の新設又は 増設に伴う初度設備 を購入するために必要 な需用費（消耗品 費）及び備品購入費	2分の1 $\left(\begin{array}{l} \text{沖縄県に} \\ \text{あつては} \\ \text{4分の3} \end{array} \right)$
	結核病 棟のユ ニット 化に必 要な設 備費	各施設ごとに次により算 出された額の合計額 ア. 簡易陰圧装置 $4,200,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病}$ 床数 イ. 感染防御設備 $130,000 \text{円}$	第二種感染症指定 医療機関の結核病棟 のユニット化に必要 な設備を購入するた めに必要な備品購入 費	
	その他 の設備 費	$4,200,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$	第二種感染症指定 医療機関に設置する 感染症病室簡易陰圧	

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
			装置を購入するために必要な備品購入費	
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 $133,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $2,221,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 個人防護具 $3,600 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,320,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
			装置を購入するために必要な備品購入費	
新型インフルエンザ患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 $130,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣の認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費	2分の1
	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 $2,160,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた台数}$ (2) 個人防護具 $3,550 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた人数分}$ (3) 簡易陰圧装置 $4,200,000 \text{円} \times \text{厚生労働大臣が必要と認めた病床数}$	新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費	

改正後

現行

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大臣が認めた台数		
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) HEPA フィルター付空 気清浄機（陰圧対応も 可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000円 (2) HEPA フィルター付パ ーティション 205,000円×厚生労働大臣が必要と認めた 台数 (3) 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認めた人 数分	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		(4) 簡易ベッド 50,000円×厚生労働大臣が認めた台数		
感染症 外来協 力医療 機関	設備費	次により算出された額の 合計額 (1) HEPA フィルター付空 気清浄機（陰圧対応も 可能なものに限る） 1 施設当たり 880,000円 (2) HEPA フィルター付パ ーティション 200,000円×厚生労働大臣が必要と認めた 台数 (3) 個人防護具 3,550円×厚生労働大臣が必要と認めた人 数分	感染症外来協力医 療機関の設備を購入 するために必要な備 品購入費	2分の1

改正後	現 行
<p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>8～14 (略)</p>	<p>6 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 補助事業者が国所管の特例民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式第9により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付したうえで、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。</u></p> <p>8～14 (略)</p>

改正後

現行

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

都道府県別	施設種別 構造別	難病相談・支援センター	
		鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄		(160,400) 175,700	(140,400) 153,700
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川県、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島		(152,800) 167,300	(133,700) 146,400
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		(145,100) 158,900	(126,900) 139,000
徳島、愛媛、福岡、大分		(137,600) 150,600	(120,300) 131,800

（注）平成25年度からの継続事業については、上段（ ）書きの単価を適用する。

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(12,100) 13,300	(17,000) 18,600	(21,200) 23,200

（注）平成25年度からの継続事業については、上段（ ）書きの単価を適用する。

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談・支援センター
(29,200) 31,900

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

2. 平成25年度からの継続事業については、上段（ ）書きの単価を適用する。

別表1の2（都市部における1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

都道府県別	施設種別 構造別	難病相談・支援センター	
		鉄筋及び木造	ブロック
青森、岩手、福島、東京、富山、山梨、長野、沖縄		160,400	140,400
北海道、宮城、秋田、山形、茨城、神奈川県、新潟、石川、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、奈良、鳥取、広島、熊本、鹿児島		152,800	133,700
栃木、群馬、埼玉、千葉、福井、愛知、滋賀、兵庫、和歌山、島根、岡山、山口、香川、高知、佐賀、長崎、宮崎		145,100	126,900
徳島、愛媛、福岡、大分		137,600	120,300

別表1の3（冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
12,100	17,000	21,200

別表1の4（浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談・支援センター
29,200

（注）処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

改正後

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）
（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
(12,700)	(17,900)	(22,300)
14,000	19,500	24,400

（注）平成25年度からの継続事業については、上段（ ）書きの単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）
（単位：円）

難病相談・支援センター
(30,700)
33,500

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。
2. 平成25年度からの継続事業については、上段（ ）書きの単価を適用する。

別表2（略）

別紙様式1-①～別紙様式3-②（略）

別紙様式4-①

1～4（略）

別紙（1）（略）

現行

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）
（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
12,700	17,900	22,300

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）
（単位：円）

難病相談・支援センター
30,700

（注）処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。

別表2（略）

別紙様式1-①～別紙様式3-②（略）

別紙様式4-①

1～4（略）

別紙（1）（略）

改正後

2. 事業計画書

(1)～(3) (略)

(4) 施設の構造及び規模

(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)～(食肉衛生検査所の場合) (略)

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	個室、剖検室、相談指導室及び外来診療室整備計画												備考
	整備計画総数				当該年度整備計画数				うち国庫補助申請数				
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 ㎡
構造													
増設													延 ㎡
構造													
改築													延 ㎡
構造													
改修													延 ㎡
構造													
計													

(注) 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積を記入すること。

現行

2. 事業計画書

(1)～(3) (略)

(4) 施設の構造及び規模

(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)～(食肉衛生検査所の場合) (略)

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	個室、剖検室、相談指導室及び外来診療室整備計画												備考
	整備計画総数				当該年度整備計画数				うち国庫補助申請数				
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 ㎡
構造													
増設													延 ㎡
構造													
改修													延 ㎡
構造													
計													

(注) 備考欄には、当該年度において整備する施設の面積を記入すること。

改正後

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・ <u>改造及び補修</u> ・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

現 行

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

改正後

現行

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分				
		新築	改築	増築	改造及び補修	買収
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室						
③地域交流活動室						
④研修室						
⑤便所						
⑥洗面所						
⑦事務室						
⑧その他						
・						
・						
計						

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合) ~ (小児がん拠点病院の場合) (略)

(5) ~ (8) (略)

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分			
		新築	改築	増築	買収
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室					
③地域交流活動室					
④研修室					
⑤便所					
⑥洗面所					
⑦事務室					
⑧その他					
・					
・					
計					

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合) ~ (小児がん拠点病院の場合) (略)

(5) ~ (8) (略)

改正後	現 行
<p>別紙様式 4-② (略)</p> <p>別紙様式 5-①</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第 7 条第 5 項又は第 1 8 条第 <u>1 6</u> 項による検査済証の写し</p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>別紙様式 4-② (略)</p> <p>別紙様式 5-①</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 工事竣工を確認するための建築基準法第 7 条第 5 項又は第 1 8 条第 <u>7</u> 項による検査済証の写し</p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>

経費所要額精算書											
区分	事業年度	事業の 区分	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別	事業 種別
1. 経費所要額	2. 経費所要額	3. 経費所要額	4. 経費所要額	5. 経費所要額	6. 経費所要額	7. 経費所要額	8. 経費所要額	9. 経費所要額	10. 経費所要額	11. 経費所要額	12. 経費所要額
1. 経費所要額	(a)	(b)	(c) + (d)及び (e)の合計 の合計 (f)	(g)	(h)	(i)及び (j)の合計 (k)	(l) × (m) (n)	(o)	(p) × (q) (r)	(s) × (t) (u)	(v) × (w) (x)
2. 経費所要額	(y)	(z)	(aa)	(ab)	(ac)	(ad)	(ae)	(af)	(ag)	(ah)	(ai)
3. 経費所要額	(aj)	(ak)	(al)	(am)	(an)	(ao)	(ap)	(aq)	(ar)	(as)	(at)
4. 経費所要額	(au)	(av)	(aw)	(ax)	(ay)	(az)	(ba)	(bb)	(bc)	(bd)	(be)
5. 経費所要額	(bf)	(bg)	(bh)	(bi)	(bj)	(bk)	(bl)	(bm)	(bn)	(bo)	(bp)
6. 経費所要額	(bq)	(br)	(bs)	(bt)	(bu)	(bv)	(bw)	(bx)	(by)	(bz)	(ca)
7. 経費所要額	(cb)	(cc)	(cd)	(ce)	(cf)	(cg)	(ch)	(ci)	(cj)	(ck)	(cl)
8. 経費所要額	(cm)	(cn)	(co)	(cp)	(cq)	(cr)	(cs)	(ct)	(cu)	(cv)	(cw)
9. 経費所要額	(cx)	(cy)	(cz)	(da)	(db)	(dc)	(dd)	(de)	(df)	(dg)	(dh)
10. 経費所要額	(di)	(dj)	(dk)	(dl)	(dm)	(dn)	(do)	(dp)	(dq)	(dr)	(ds)
11. 経費所要額	(dt)	(du)	(dv)	(dw)	(dx)	(dy)	(dz)	(ea)	(eb)	(ec)	(ed)
12. 経費所要額	(ee)	(ef)	(eg)	(eh)	(ei)	(ej)	(ek)	(el)	(em)	(en)	(eo)
13. 経費所要額	(ep)	(eq)	(er)	(es)	(et)	(eu)	(ev)	(ew)	(ex)	(ey)	(ez)
14. 経費所要額	(fa)	(fb)	(fc)	(fd)	(fe)	(ff)	(fg)	(fh)	(fi)	(fj)	(fk)
15. 経費所要額	(fl)	(fm)	(fn)	(fo)	(fp)	(fq)	(fr)	(fs)	(ft)	(fu)	(fv)
16. 経費所要額	(fw)	(fx)	(fy)	(fz)	(ga)	(gb)	(gc)	(gd)	(ge)	(gf)	(gg)
17. 経費所要額	(gh)	(gi)	(gj)	(gk)	(gl)	(gm)	(gn)	(go)	(gp)	(gq)	(gr)
18. 経費所要額	(gs)	(gt)	(gu)	(gv)	(gw)	(gx)	(gy)	(gz)	(ha)	(hb)	(hc)
19. 経費所要額	(hd)	(he)	(hf)	(hg)	(hh)	(hi)	(hj)	(hk)	(hl)	(hm)	(hn)
20. 経費所要額	(ho)	(hp)	(hq)	(hr)	(hs)	(ht)	(hu)	(hv)	(hw)	(hx)	(hy)
21. 経費所要額	(hz)	(ia)	(ib)	(ic)	(id)	(ie)	(if)	(ig)	(ih)	(ii)	(ij)
22. 経費所要額	(ik)	(il)	(im)	(in)	(io)	(ip)	(iq)	(ir)	(is)	(it)	(iu)
23. 経費所要額	(iv)	(iw)	(ix)	(iy)	(iz)	(ja)	(jb)	(jc)	(jd)	(je)	(jf)
24. 経費所要額	(jg)	(jh)	(ji)	(jj)	(jk)	(jl)	(jm)	(jn)	(jo)	(jp)	(jq)
25. 経費所要額	(jr)	(js)	(jt)	(ju)	(jv)	(jw)	(jx)	(jy)	(jz)	(ka)	(kb)
26. 経費所要額	(kc)	(kd)	(ke)	(kf)	(kg)	(kh)	(ki)	(kj)	(kk)	(kl)	(km)
27. 経費所要額	(kn)	(ko)	(kp)	(kq)	(kr)	(ks)	(kt)	(ku)	(kv)	(kw)	(kx)
28. 経費所要額	(ky)	(kz)	(la)	(lb)	(lc)	(ld)	(le)	(lf)	(lg)	(lh)	(li)
29. 経費所要額	(lj)	(lk)	(ll)	(lm)	(ln)	(lo)	(lp)	(lq)	(lr)	(ls)	(lt)
30. 経費所要額	(lu)	(lv)	(lw)	(lx)	(ly)	(lz)	(ma)	(mb)	(mc)	(md)	(me)
31. 経費所要額	(mf)	(mg)	(mh)	(mi)	(mj)	(mk)	(ml)	(mn)	(mo)	(mp)	(mq)
32. 経費所要額	(mr)	(ms)	(mt)	(mu)	(mv)	(mw)	(mx)	(my)	(mz)	(na)	(nb)
33. 経費所要額	(nc)	(nd)	(ne)	(nf)	(ng)	(nh)	(ni)	(nj)	(nk)	(nl)	(nm)
34. 経費所要額	(no)	(np)	(nq)	(nr)	(ns)	(nt)	(nu)	(nv)	(nw)	(nx)	(ny)
35. 経費所要額	(nz)	(oa)	(ob)	(oc)	(od)	(oe)	(of)	(og)	(oh)	(oi)	(oj)
36. 経費所要額	(ok)	(ol)	(om)	(on)	(oo)	(op)	(oq)	(or)	(os)	(ot)	(ou)
37. 経費所要額	(ov)	(ow)	(ox)	(oy)	(oz)	(pa)	(pb)	(pc)	(pd)	(pe)	(pf)
38. 経費所要額	(pg)	(ph)	(pi)	(pj)	(pk)	(pl)	(pm)	(pn)	(po)	(pp)	(pq)
39. 経費所要額	(pr)	(ps)	(pt)	(pu)	(pv)	(pw)	(px)	(py)	(pz)	(qa)	(qb)
40. 経費所要額	(qc)	(qd)	(qe)	(qf)	(qg)	(qh)	(qi)	(qj)	(qk)	(ql)	(qm)
41. 経費所要額	(qn)	(qo)	(qp)	(qq)	(qr)	(qs)	(qt)	(qu)	(qv)	(qw)	(qx)
42. 経費所要額	(qy)	(qz)	(ra)	(rb)	(rc)	(rd)	(re)	(rf)	(rg)	(rh)	(ri)
43. 経費所要額	(rj)	(rk)	(rl)	(rm)	(rn)	(ro)	(rp)	(rq)	(rs)	(rt)	(ru)
44. 経費所要額	(rv)	(rw)	(rx)	(ry)	(rz)	(sa)	(sb)	(sc)	(sd)	(se)	(sf)
45. 経費所要額	(sg)	(sh)	(si)	(sj)	(sk)	(sl)	(sm)	(sn)	(so)	(sp)	(sq)
46. 経費所要額	(sr)	(st)	(su)	(sv)	(sw)	(sx)	(sy)	(sz)	(ta)	(tb)	(tc)
47. 経費所要額	(td)	(te)	(tf)	(tg)	(th)	(ti)	(tj)	(tk)	(tl)	(tm)	(tn)
48. 経費所要額	(to)	(tp)	(tq)	(tr)	(ts)	(tt)	(tu)	(tv)	(tw)	(tx)	(ty)
49. 経費所要額	(tz)	(ua)	(ub)	(uc)	(ud)	(ue)	(uf)	(ug)	(uh)	(ui)	(uj)
50. 経費所要額	(uk)	(ul)	(um)	(un)	(uo)	(up)	(uq)	(ur)	(us)	(ut)	(uv)
51. 経費所要額	(uw)	(ux)	(uy)	(uz)	(va)	(vb)	(vc)	(vd)	(ve)	(vf)	(vg)
52. 経費所要額	(vh)	(vi)	(vj)	(vk)	(vl)	(vm)	(vn)	(vo)	(vp)	(vq)	(vr)
53. 経費所要額	(vs)	(vt)	(vu)	(vv)	(vw)	(vx)	(vy)	(vz)	(wa)	(wb)	(wc)
54. 経費所要額	(wd)	(we)	(wf)	(wg)	(wh)	(wi)	(wj)	(wk)	(wl)	(wm)	(wn)
55. 経費所要額	(wo)	(wp)	(wq)	(wr)	(ws)	(wt)	(wu)	(wv)	(ww)	(wx)	(wy)
56. 経費所要額	(wz)	(xa)	(xb)	(xc)	(xd)	(xe)	(xf)	(xg)	(xh)	(xi)	(xj)
57. 経費所要額	(xk)	(xl)	(xm)	(xn)	(xo)	(xp)	(xq)	(xr)	(xs)	(xt)	(xu)
58. 経費所要額	(xv)	(xw)	(xx)	(xy)	(xz)	(ya)	(yb)	(yc)	(yd)	(ye)	(yf)
59. 経費所要額	(yg)	(yh)	(yi)	(yj)	(yk)	(yl)	(ym)	(yn)	(yo)	(yp)	(yq)
60. 経費所要額	(yr)	(ys)	(yt)	(yu)	(yv)	(yv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
61. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
62. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
63. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
64. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
65. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
66. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
67. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
68. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
69. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
70. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
71. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
72. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
73. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
74. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
75. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
76. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
77. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
78. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
79. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
80. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
81. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
82. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
83. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
84. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
85. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
86. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
87. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
88. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
89. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
90. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
91. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
92. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
93. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
94. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
95. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
96. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
97. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
98. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
99. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)
100. 経費所要額	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)	(zv)

都道府県(市)の
補助基本額

3の(5)及び(13)の事業
にあつては(F) × 2 / 3 =
(G)、上記以外は(F) =
(G)

都道府県(市)の
補助基本額

3の(8)、(9)、(25の
2)、(26の2)及び(35
の2)の事業にあつては(F)
= (G)、上記以外(F) × 2
/ 3 = (G)

改正後	現行
<p>別紙2</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設の構造及び規模</p> <p>(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)</p> <p>～(食肉衛生検査所の場合) (略)</p>	<p>別紙2</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 施設の構造及び規模</p> <p>(精神科病院、精神科救急医療センター、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関の場合)</p> <p>～(食肉衛生検査所の場合) (略)</p>

改正後

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	今回整備実績				うち国庫補助による整備数				計				備考
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 ㎡
構造													
増設													延 ㎡
構造													
改築													延 ㎡
構造													
改修													延 ㎡
構造													
計													

現行

(エイズ治療拠点病院の場合)

区分	今回整備実績				うち国庫補助による整備数				計				備考
	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	個室	剖検室	相談指導室	外来診療室	
新設	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	延 ㎡
構造													
増設													延 ㎡
構造													
改修													延 ㎡
構造													
計													

改正後

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・ <u>改造及び補修</u> ・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

現 行

(難病相談・支援センターの場合)

1表 施設の概要

①整備形態	・新築・改築・増築・買収 ・単独設置・○○○内設置
②規模・構造	造・階建／延べ床面積 m ² 1日あたり利用者数（職員数を含む。） 人
③所在地	
④整備場所の選 定理由	
⑤関係機関との 距離等	

(注) ④については、整備形態が新築又は買収の場合に記載すること。

⑤については、医療機関、保健所、公共職業安定所等の関係機関や最寄り駅との距離や移動時間等、周辺環境について記載すること。

改正後

現行

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分				
		新築	改築	増築	改造及び補修	買収
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
②談話室						
③地域交流活動室						
④研修室						
⑤便所						
⑥洗面所						
⑦事務室						
⑧その他						
・						
・						
計						

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合) ～ (小児がん拠点病院の場合) (略)

4～9 (略)

別紙様式5-②～別紙様式8 (略)

2表 施設の部門別面積

施設整備	既設	今回整備分				
		新築	改築	増築	買収	
①相談室	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
②談話室						
③地域交流活動室						
④研修室						
⑤便所						
⑥洗面所						
⑦事務室						
⑧その他						
・						
・						
計						

(注) 1スペースで複数の機能を有する場合には、施設整備欄に「〇〇室兼〇〇室」と明記すること。

(H I V検査・相談室の場合) ～ (小児がん拠点病院の場合) (略)

4～9 (略)

別紙様式5-②～別紙様式8 (略)

改正後

現 行

(削除)

別紙様式 9

平成 年度補助金等支出明細書

特例民法法人名 _____

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容		支出先
		金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容		支出先
		金額
		千円
		千円
		千円
		千円
合計		
6. その他		
内容		金額
		千円
		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。